

国及び県のバス補助制度概要

	国の補助制度 「地域公共交通確保維持改善事業」		県の補助制度
	地域間幹線系統確保維持事業	地域内フィーダー系統確保維持事業	
趣 旨	地域の生活交通を確保するため、赤字バス路線等の赤字を補填。		
	広域的・幹線的な 路線の維持を支援	幹線交通と接続する地域内バス・ デマンド交通の運行を支援	準広域的・準幹線的な 路線の維持を支援
補助対象者	乗合バス事業者	乗合バス事業者	市町村
補助率	国 1 / 2 県 1 / 2	国 1 / 2 以内	県 3 / 10 ~ 1 / 2
運行費赤字補助	補助の対象となる 運行	バス事業者が運行する 定時・定路線のバス	バス事業者が運行する ○定時・定路線のバス ○デマンド交通
	補助要件	県協議会の「地域間幹線系統確保 維持計画」に位置づけ	市町村協議会の「地域内フィー ダー系統確保維持計画」に位置づ け
	(広域 性)	○複数市町村を經由 ○広域行政圏の中心都市にアクセ ス	○地域間幹線系統と接続 ○交通不便地域における地域間交 通ネットワーク(鉄道・航路等) と接続
	(幹線 性)	○運行回数 3回/日以上 ○輸送量 15~150人/日	—
(新規 性)	—	○新たに運行を開始 ○新規に地方公共団体が支援開始 ○地域内フィーダー系統として補 助を受けたことがあること	—
運行費関連	車両購入 費補助	車両減価償却費	車両購入費
	初度開設 費補助	—	車庫・停留所設置費等
調査・検討支援	事業名	「地域公共交通調査事業」	「生活交通再生費補助 (新規取組に対する支援)」
	補助対象者	協議会	市町村又は協議会
	対象経費	地域公共交通計画の策定に要する経費	県単バス補助路線の効率化や利便 性向上に向けた取組経費